

標 題：

1998 年発効の改正条約

NKテクニカル インフォメーション

No. : 228

Date : 平成 9 年 10 月 13 日

関係船主・造船所各位

拝啓、貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

IMO で採択された SOLAS, MARPOL 条約及び関連コードの強制要件のうち、1998 年中に発効する見込みのもので本会の業務に関連すると思われるものについて以下の通りお知らせ致します。

尚、本会規則への取り入れなどについては、本会開発部（Tel 03-5226-2025, Fax 03-5226-2024）までお問い合わせ願います。

1. MARPOL 条約の改正

発効予定日	決議番号等	概要
1998 年1月1日	MEPC.68.(38)	Protocol 1 of MARPOL 73/78 Article II(1)(有害物質関連の事故発生時の通報件) の改正 (適用) 長さ 16m 以上の全ての船舶

2. SOLAS 条約の改正 (適用及び改正規則の概要については添付参照)

発効予定日	決議番号等	概要
1998 年7月1日	MSC31(63)	II-2/15 規則及び V/22 規則
	1994 Conference	第 IX 章 (船舶安全運航管理) の新設
	MSC.47(66)	第 II-1 章、III 章 (全面改正) , VI 章及び XI 章
	MSC.57(67)	第 II-1 章、II-2 章及び VII 章

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 千102

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思つて情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。

3. 関連の強制コード（新たに強制化されたものを含む）（全て 1998 年 7 月 1 日発効）

コード名	決議番号等	概要
LSA Code	MSC.48(66) (適用)	旧 III 章 Part C の性能要件等が SOLAS により引用される強制コードとなった。 国際航海に従事する 1998.7.1.以降建造の客船及び GT500 トン以上の貨物船
A.744(18)	MSC.49(66) (適用)	条約により引用され強制化されている本決議において、検査計画書の作成・提出を義務づけた。 SOLAS 条約適用対象となる(GT500 トン以上の国際航海に従事する)タンカー及びバルクキャリアー（現存船を含む）
IBC Code	MSC.50(66)/ MEPC.69(38) MSC.58(67) (適用)	第 17 章及び 18 章に新規物質が追加された。 「主管庁の定める基準に従って」という表現が「認められた基準に従って」に改められた。認められた基準とは主管庁により受け入れられた国際又は国内基準若しくは代行機関の基準をいう旨定義された。 国際航海に従事するケミカルタンカー（現存船を含む）
IGC Code	MSC.32(63) MSC.59(67) (適用)	貨物タンクの積付制限及び貨物バントシステム等に関する改正 「主管庁の定める基準に従って」という表現が「認められた基準に従って」に改められた。認められた基準とは主管庁により受け入れられた国際又は国内基準若しくは代行機関の基準をいう旨定義された。ブタジエンに対する最低要件に毒性ガス検知器の備え付けが追加された。(本件に対応する GC Code の改正もなされた) 国際航海に従事するガスキャリアー（現存船を含む）
FTP Code	MSC.61(67) (適用)	Code for Application of Fire Test Procedures（火災試験方法について規定）が条約により強制されるコードとして採択された。 国際航海に従事する 1998.7.1.以降建造される旅客船及び 500t 以上の貨物船
BCH Code	MEPC.70(38) (適用)	IBC コード 17 章及び 18 章に新規物質が追加されたことに伴う改正。 国際航海に従事する現存(IBC 以前)ケミカルタンカー

以 上

添付; SOLAS 条約改正内容

SOLAS 条約の改正

(1998 年 7 月 1 日発効)

(適用) 特記の他、1998 年 7 月 1 日以降建造の国際航海に従事する旅客船及び総トン数 500 トン以上の貨物船

規則 (決議 No.)

適用に関する特記

第 II-1 章関連

3-1 規則 (船級協会など要件への適合)(MSC.47(66))

条約で定められる技術要件の他に、Structural, Mechanical 及び Electrical requirements について船級協会等が定める要件に適合させる。

3-2 規則 (海水バラストタンクの腐食防止)(MSC.47(66))

海水バラストタンクの hard coating を義務づけ

油 タ ン カ ー 及 び
バルクキャリアー (新船) が
対象

3-3 規則 (タンカーの船首部への安全アクセス) (MSC.57(67))

全てのタンカーに対し、荒天下でも乗組員が安全に船首部にアクセスできるように主管庁により承認された措置を講じることが要求される。

タンカー (ケミカルタンカー及びガスキャリアーを含む) が対象。現存船についても 1998 年 7 月 1 日以降 2001 年 7 月 1 日までの最初の dry dock 時に本規則に適合させなければならない。

3-4 規則 (タンカーの非常用曳航装置) (MSC.57(67))

3-3 規則に関連し旧 V 章 15-1 規則は一部 editorial な修正を加えた上で II-1 章 3-4 規則に移された。なお、関連ガイドラインとして MSC 決議 62(67)が採択された。

20,000DW 以上のタンカー (ケミカルタンカー及びガスキャリアーを含む) が対象。現存船は 1996 年 1 月 1 日から 1999 年 1 月 1 日の間の最初の dry dock 時に本規則に適合させなければならない。

規則 (決議 No.)

適用に関する特記

8 規則 (客船の損傷時復原性) (追加) (MSC.44(66))

残存復原性の範囲を条件付きで 15 度から 10 度へ引き下げた。

1990 年 4 月 29 日以降建造の客船

17-1 規則 (旅客船の隔壁甲板又は貨物船の乾舷) (MSC.57(67))

現行の客船に対する第 17 規則の規定を貨物船にも適用する。限界線については客船については隔壁甲板、貨物船については乾舷甲板を基準とする。

25-1 規則及び 25-3 規則 (貨物船の損傷時復原性) (MSC.47(66))

損傷時復原性能要件の適用対象が長さ 100m 以上の船舶から 80m 以上の船舶に拡大された。

1998 年 7 月 1 日以降に建造される長さ 80m 以上 100m 以下の貨物船にも適用拡大

26 規則 (総則) (MSC.57.(67))

船側を貫通する管系における非金属伸縮継手の検査の規定、操作及び保守等のマニュアルに関する規定、燃料油タンク等の空気の管の損傷時の海水・雨水の侵入の防止のための位置及び配置に関する規定及び燃料油サービスタンクの容量に関する規定が追加された。

検査及びマニュアルに関する規定は現存船適用あり

31 規則 (機関の制御) (MSC.57.(67))

船舶の推進、制御及び安全のために不可欠な制御システムの独立性の確保に関する規定などが追加された。

41 規則 (主電源及び照明装置) (MSC.57.(67))

主電源システムに関する規定が強化された。(発電機の 1 つが停止しても、電源供給が維持されるか、又は速やかに復旧されることに関する規定及び過負荷保護のための優先遮断に関する規定が追加された。また、現行 3MW 以上に適用されている主配電盤母線分割の規定が全船要求された。)

規則 (決議 No.)

適用に関する特記

42/43 規則 (旅客船/貨物船の非常電源) (MSC.57.(67))

電源喪失 30 分以内に、デッドシップ状態から主機駆動を可能とするような容量が要求される。

45 規則 (電撃、火災その他の電氣的危険の予防手段)(MSC.47(66))

電気設備の接地が要求される電圧の下限が 55V から 50V に引き下げられた。

第 II-2 章関連

3 規則 (定義) (MSC57.(67))

FTP コードの強制化に伴い、防火構造に関する用語の定義を一部改正 (同コードの適用を要求)

12 規則 (自動スプリンクラー装置) (MSC57.(67))

船橋及びその他の場所への集中警報表示装置の設置が義務付けられた。(客船と同一要件が貨物船にも適用されることとなった。)

15 規則 (燃料油、潤滑油及びその他可燃性油に関する措置)(MSC.31(63))

高圧燃料ポンプから燃料インジェクターまでの燃料吐出管を被覆管とし、その燃料管の破損を知らせる為の警報装置の設置を要求。また、本規則を補うための「可燃性液体の漏洩による火災を最小限にするためのガイドライン」が MSC/Circ. 647 として採択された。

現存船を含む全ての船舶に適用。ただし、1998 年 7 月 1 日以前に建造された船舶に対しては 2003 年 6 月 30 日まで適用猶予。

規則 (決議 No.)

適用に関する特記

16 規則 (36 人を超える旅客を運送する旅客船以外の船舶の通風装置) (MSC.57(67))

可燃性通風ダクトの材料の最低要件として低火炎伝搬性が要求されることになった。(FTP コードへの適合要求を含む)

36人を超える旅客を運送する旅客船以外の船舶(新船)

17 規則 (消防員装具) (MSC.57(67))

旅客船の消防員装具の追加要件の適用対象となる甲板区域から階段区域を除外できる場合の規定が盛りこまれた。

現存船を含む旅客船

18 規則 (雑項目) (MSC.57(67))

ヘリコプター設備についての規定は機関が作成する基準に従うよう要求された。

24 規則 (主垂直及び水平区域) (MSC.57(67))

両側が燃料タンクの場合、物理的に A-60 防熱は不可能であるので A0 級を認めることになった。

36人を超える旅客を運送する旅客船(新船)

26 規則 (36 人を超える旅客を運送する船舶における甲板の保全防熱性) (MSC.57.(67))

26.1 表(主垂直区域の境界とならずしかも水平区域の境界ともならない隔壁)の注記が改正された。(内部 muster station の仕切りは B0 級とする)

36人を超える旅客を運送する旅客船(新船)

28 規則 (脱出設備) (MSC.57.(67))

低位置照明装置が客室区域だけでなく、船員居住区域にも要求される。

旅客定員 36 名以上の全旅客船(現存船も含む)

30 規則 (A 級仕切り開口) (MSC.57.(67))

動力操作式防火扉の制御部に対する火災試験の要求を含め、旅客船の防火扉の要件が全面的に改正された。

旅客船(新船)

規則 (決議 No.)

適用に関する特記

32 規則 (通風装置) (MSC.57.(67))

16 規則の改正に伴う改正

36人を超える旅客を運送する旅客船 (新船)

34 規則 (可燃性材料の使用の制限) (MSC.57.(67))

防湿用表面材には低火炎伝播性のものが要求される。また、塗料・一次床張り等については FTP コードにもとづく評価が要求される。

旅客船 (新船)

37 規則 (特殊分類区域の保護) (MSC.57(67))

特殊分類区域下の燃料タンクとの境界甲板は A0 でもよいとされた。また、永久開口を設ける場合の要件が定められた。

旅客船 (新船)

38 規則 (特殊分類区域以外の貨物区域であって、自走用の燃料タンクを有する自動車を積載する貨物区域の保護) (MSC.57(67))

37 規則同様車両甲板に永久開口を設ける場合の要件が定められた。

旅客船 (新船)

38-1 規則 (特殊分類区域以外及び自走用の燃料タンクを有する自動車を積載する Roro 貨物区域以外の閉鎖及び開放 Roro 貨物区域の保護) (MSC.57(67))

特殊分類区域の区域以外 Roro 貨物区域で自走用の燃料タンクを有する自動車を積載する貨物区域以外の区域の要件がこれまで無かったので新設された。

旅客船 (新船)

49 規則 (可燃性材料の使用の制限) (MSC.57(67))

ペイント、一次床張り等の FTP コードにもとづく評価が要求される。

貨物船 (新船)

50 規則 (構造の細目) (MSC.57(67))

IC, IIC 及び IIC 方式の防湿用表面材は低火炎伝播性のものであることが要求される。(現行規定では「炎の広がり妨げる性質のもの」)

貨物船 (新船)

規則 (決議 No.)

適用に関する特記

53 規則 (貨物区域の防火措置) (MSC.57(67))

貨物倉の固定式消火装置を免除する場合、主管庁による免除証書の発行を強制化する。

貨物船 (新船及び現存船)

54 規則 (危険物輸送の特別要件) (MSC.57(67))

表 54.1、54.2 及び 54.3 が改正された。(クラス 9 に対する要件の追加、引火点 23 度以上 61 度未満の引火性液体類に対する要件の追加等)

56 規則 (区域の配置及び隔離) (MSC.57(67))

居住区周辺の A60 要求について、防熱だけでなく steel による construction が要求される。また、窓への A60 の要求、pipe tunnel から main pump-room への access における watertight door の要求等がなされた。

新造タンカー

(注: 条約本文では一部現存タンカーへも適用がある旨書かれているが、editorial な error として MSC 68 で修正された)

59 規則 (通気、バージンダ、ガス・フリー及び通風) (MSC.57(67))

D 部適用の全てのタンカーに対し、荷役の際に誤操作あるいは通気装置の故障による貨物タンクの加圧・負圧の発生を防止するための通気装置を二重化するか、圧力センサーを備えることが要求される。なお、現存船については 1998 年 7 月 1 日以降最初の乾ドック時まで、本規則に適合させなければならない。加えて D 部適用の全てのタンカーに対し、持ち運び式可燃性ガス検知器の備え付けが要求される。(現存船に対する猶予期間なし)

新造及び現存タンカー

62 規則 (不活性ガス) (MSC.57(67))

コントロールシステムにバルブの状態を示す表示が要求される。

新造タンカー

規則 (決議 No.)

適用に関する特記

第 III 章関連

全面改正がなされた。(MSC.47(66))

主な改正点は次のとおり。

- ・ MES(Marine Evacuation System), AES(Anti Exposure Suits)等新たな機器の導入
- ・ 訓練、操作準備、保守点検等の要件が大幅に強化

改正された要件のうち、設備に関するものは、原則として新船にのみ適用されるが、現存船の救命胴衣灯については、客船にあっては2002年7月1日以降、貨物船にあっては2001年7月1日以降の最初の定期的検査までに改正された要件に適合しなければならない。

第 V 章関連

15-1 規則は II-1 章 A-1 へ移動した。(MSC.57(67))

22 規則 (航海船橋視界)(MSC.31(63))

安全な航海をするため、船橋視界の確保の観点から船橋の形状及び配置（特に窓の配置）の要件が規定された。

1998 年 7 月 1 日以降に建造される船の長さが 45 m 以上の船舶に適用。それ以前に建造された現存船については一部の項目について可能な限り適用するよう求められているが改造又は追加設備までは要求されていない。

規則 (決議 No.)

適用に関する特記

第 VI 章関連

2 規則 (貨物に関する情報)

ばら積み貨物の提供情報に安息角等が追加された。

現存及び新造貨物船

7 規則 (ばら積み貨物の荷役)(MSC.47(66))

船体への過大な応力を与えることを防ぐため、必要な書類 (荷役の運用上の制限を含む) を船長に与えることが義務づけられた。なお、船体への力やモーメントが過大にならないことを確保するため、荷役の速度や手順を含んだ荷役計画書の作成及び寄港国の適当な機関への提出その他ばら積み荷役に関する規定等が定められた。

現存及び新造貨物船

第 VII 章関連

2 規則 (分類) (MSC.57(67))

クラス 6.1 及び 9 の表現が改正された。

危険物の分類

7 規則 (旅客船における火薬類) (MSC.57(67))

旅客船で運送できる火薬類の規定が追加された。

現存及び新造旅客船

第 IX 章関連(船舶安全運航管理の新設) (1994 SOLAS Conference)

船舶の安全運行確保及び海洋汚染防止の観点から定められた International Safety Management Code (ISM Code)(A.741(18))の適用が新設された SOLAS IX 章により強化され、船舶管理会社及び船舶に対して適用される。なお、実施のためのガイドラインが A.788(19)として IMO 第 19 回総会で採択されている。

(1998 年 7 月 1 日迄に適合)

高速旅客船を含む旅客船及び 500 トン以上の油タンカー、ケミカルタンカー、ガスキャリアー、バルクキャリアー、高速貨物船

(2002 年 7 月 1 日迄に適合)

総トン数 500 トン以上の上記以外の船舶及び移動式海底資源掘削ユニット

規則 (決議 No.)

適用に関する特記

第 XI 章関連

1 規則 (代行機関の認定) (MSC.47(66))

主管庁の代行機関（船級協会）が適合すべき強制ガイドラインとして、現行の決議 A.739(18)に加え、A.789(19)が追加された。

主管庁及びその代行機関
（船級協会）

VOID